

指名競争入札における入札保証金について

- 1 入札保証金は、落札者が契約を締結しないことを防止し、併せて契約しない場合の損害賠償の一部に充てるものです。指名競争入札に参加するためには、後記6で免除される場合を除き、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第30条において指名競争入札の場合に準用する規則第9条の規定により、入札保証金を納付していただく必要があります。
- 2 入札保証金の納付は、規則第30条において準用する規則第11条の規定により、国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。
- 3 入札保証金の納付を要する場合は、別途納付書を郵送しますので、下記の金額の入札保証金を納付してください。

【入札保証金の額】

契約希望金額(入札書記載金額+消費税額)の100分の5以上

- 4 入札保証金は、落札者の決定後(落札者の方には契約の締結後)に返還します。
- 5 入札保証金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは県に帰属します。
- 6 入札保証金は、規則第10条の規定により次のいずれかの方法で免除を受けることができます。
 - (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。
 - (2) 国又は地方公共団体との間において過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら契約を誠実に履行したものについて、これらの案件に係る契約書の写し等を提出する。
 - (3) 別添「入札保証金の免除に関する誓約書」を提出する。

○地方自治法（抜粋）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2、3（省略）

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5、6（省略）

○高知県契約規則（抜粋）

（入札保証金）

第9条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積もる契約金額の100分の5以上の額（県有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、契約担当者が予定価格の100分の10以上の額により定める額）の入札保証金を納めさせなければならない。

（入札保証金の納付の免除）

第10条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

（1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

（2）第5条の規定による資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金に代わる担保）

第11条 入札保証金の納付は、国債、地方債及び次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

（1）政府の保証のある債券

（2）銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、農林債、商工債又は全国連合会債（第14条第1号において「金融債」と総称する。）

（3）契約担当者が確実に認める社債

（4）銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手

（5）銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形

（6）銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権

（7）銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の保証

2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は確実に認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実に認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（指名競争入札の場合の準用規定）

第30条 第9条から第24条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。